

高石市人権施策推進基本方針

平成 21（2009）年 10 月 策定

令和 7（2025）年 3 月 改定

高 石 市

目 次

第1章 基本方針策定の趣旨.....	1
1 人権尊重の潮流.....	1
2 高石市におけるこれまでの取り組み.....	2
3 取り組むべき主要課題.....	3
① 女性の人権.....	3
② こどもの人権.....	3
③ 高齢者の人権.....	4
④ 障がいのある人の人権.....	4
⑤ 部落差別（同和問題）.....	4
⑥ 外国人の人権.....	5
⑦ 感染症に関する人権問題.....	5
⑧ 情報化社会における人権.....	6
⑨ 性的マイノリティの人権.....	7
⑩ 労働をめぐる人権.....	7
⑪ 様々な人権.....	7
第2章 基本理念.....	8
第3章 人権施策の基本方向.....	9
1 人権意識の高揚を図るための施策.....	10
① 人権教育・啓発の推進.....	10
② 人権教育に取り組むリーダーの養成.....	10
③ 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進.....	10
④ 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実.....	10
2 人権擁護に資する施策.....	11
① 市民の主体的な判断の支援.....	11
② 相談・支援体制の充実・強化.....	11
③ 人権救済・保護システムの充実.....	11
第4章 推進に当たって.....	11
1 庁内の推進体制.....	11
2 国・府及び他市町村等との連携.....	12
3 市民参加・参画の推進と企業、NPO等との連携.....	12
4 高石市人権擁護審議会との連携.....	12
資 料.....	13

第1章 基本方針策定の趣旨

1 人権尊重の潮流

昭和 23 (1948) 年、国際連合において採択された世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれ、今日の人権に関する基本的な考え方として、国際社会において幅広く支持されてきました。

そして、この世界人権宣言の精神の具体化と実現を目指して、国連では、「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」などを通じて、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

平成 6 (1994) 年の国連総会において平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されると、国内でも人権保障のための取り組みが進められました。平成 9 (1997) 年には「人権擁護施策推進法」が施行され、人権擁護推進審議会が設置されて、人権擁護施策のあり方についての議論が進められました。また、平成 12 (2000) 年 12 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育、啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

平成 28 (2016) 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、人権が尊重され多様性を認め合える社会づくりをめざす取り組みが進められています。

一方、大阪府においては、平成 10 (1998) 年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成 13 (2001) 年には、同条例の具体化のために「大阪府人権施策推進基本方針」（令和 3 (2021) 年 12 月に改訂）が策定されました。さらに、この方針に基づき、平成 17 (2005) 年に「大阪府人権教育推進計画」が策定され、施策を推進しています。また、平成 27 (2015) 年には「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。

平成 28 (2016) 年 4 月には「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行、令和 3 (2021) 年 4 月に改正され、事業者の合理的配慮が義務化となりました。また、令和元 (2019) 年には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の制定とパートナーシップ宣誓制度の導入、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行され、それぞれの人権課題の解決に向けた取り組みを進めています。さらには、令和 4 (2022) 年には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会

づくり条例」が制定されています。

2 高石市におけるこれまでの取り組み

高石市では、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を重要な行政課題と位置づけ取り組んでまいりました。国では昭和 40（1965）年、基本的人権、特に市民的権利の保障をめざした同和对策審議会答申が出され、また大阪府でも昭和 44（1969）年大阪府同和对策審議会答申が出されました。それらを踏まえ、高石市でも昭和 47（1972）年、市長公室に同和对策室を設置し、同和問題の抜本的な解決をはかるため、昭和 48（1973）年には「同和对策基本方針」を策定しました。

昭和 55（1980）年には、「人間都市・高石」を都市目標とする第 1 次高石市総合計画を策定しました。以来、人権尊重を基調とする「人間都市・高石」を継承して第 2 次から第 5 次まで高石市総合計画を策定し、多様な個性や価値観を認め合う人権尊重の視点をもって、誰ひとり取り残さないまちづくりに取り組んでいます。

このように、「人間都市・高石」の実現を目指す本市の都市目標のもと、昭和 59（1984）年には「非核平和都市宣言」、平成 8（1996）年には「福祉都市宣言」を決議しました。

平成 3（1991）年には法務省より「人権モデル地区」の指定を受け各種啓発事業を通して市民の人権意識の向上に努めてきました。

また、平成 5（1993）年に「高石市人権啓発基本方針」を策定、平成 10（1998）年 5 月には、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とする「高石市人権擁護に関する条例」を制定、平成 11（1999）年には「高石市同和行政推進大綱」を策定し、市民の差別意識の解消に努めました。

さらに、平成 11（1999）年 7 月には「人権教育のための国連 10 年高石市行動計画」、平成 13（2001）年 3 月には「高石市人権行政推進プラン」を策定、差別のない、明るく住みよい「人間都市・高石」の実現をめざして人権教育の推進に努めてまいりました。

これら、施策の推進、具体化に当たっては、これまで、本市はもとより高石市人権協会（平成 17（2005）年高石市人権啓発推進協議会より改組）、さらに、高石市事業所人権教育推進連絡協議会と連携、協働しながら、人権を考える市民の集い、講演会、研修会、人権啓発冊子の発刊、人権啓発記事の連載、街頭啓発等様々な事業を展開し、市民の差別意識の解消、人権意識の高揚に努めてまいりました。

一方、人権侵害からの救済については、従来から実施している人権擁護委員による相談事業に加え、平成 14（2002）年からは人権ケースワーク事業「人権相談」を開設、相談者が自らの主体的な判断で課題を解決することができるよう事案に応じた適切な助言や情報提供及び保護・救済の機会を提供するなどの支援を行っています。

平成 19（2007）年 3 月には、人権尊重と男女共同参画社会の実現を基本理念とした「高石市男女共同参画計画」を策定しました。平成 21（2009）年 10 月には「高石市

人権施策推進基本方針」を策定し、人権に関する施策の総合的な取組をすすめてまいりました。また、平成 29 (2017) 年 3 月には「第 2 次高石市男女共同参画計画」として見直しを図り、市の重点施策の一つとして計画の着実な遂行に取り組んでいます。

3 取り組むべき主要課題

① 女性の人権

性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障がいの一つになっています。

ドメスティック・バイオレンス (※1) の被害者は、多くの場合女性であり、交際相手同士の間で起こる暴力である「デート DV」も大きな社会問題として存在しています。

家庭や職場、地域で男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わらず、平等に権利や社会に参加する機会が保障され、その責任を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていく、ジェンダー平等の社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、令和 6 (2024) 年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、相談体制の整備を図るなど、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進します。

※1 「ドメスティック・バイオレンス (DV)」

夫やパートナー等、親密な人間関係の中でおこる暴力のことを言い、身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的、性的暴力などを含む。

② こどもの人権

いじめや体罰、不登校の問題、児童虐待、児童買春などの性的搾取、こどもの貧困、ヤングケアラー (※2) や社会的養護経験者への支援など、こどもをめぐる人権問題は深刻な状況にあります。さらに様々な要因から非行に走るこどもたちの問題もあります。

平成 6 (1994) 年に日本が批准したこどもの権利条約では、こどもも独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であるとしています。また、条約では、あらゆる差別の禁止 (第 2 条)、こどもの最善の利益確保 (第 3 条)、生命・生存・発達への権利 (第 6 条)、こどもの意見表明の尊重 (第 12 条) などが明記されています。

日本では、平成 28 (2016) 年に、「こどもの権利条約」を基本理念として明記した改正児童福祉法が成立し、こどもを保護だけでなく権利の主体として位置づけました。さらに令和 5 (2023) 年 4 月に「こども基本法」が施行され、同日に発足したこども家庭庁において総合的にこども施策を推進することになりました。

一人ひとりのこどもたちが、人格や個性を認め合い、権利の主体として尊重され、豊かな人間性、社会性が育まれるような人権の視点からの子育て、教育の充実等につ

いての取り組みが重要です。

※2「ヤングケアラー」

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

③ 高齢者の人権

高齢化が急速に進む中、一人暮らしや、疾病、障がいのある高齢者の中には、財産や金銭を搾取されるといった権利侵害の事例が増えています。加えて、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対する様々な人権侵害が生じています。また、養護者等による高齢者虐待も課題になっています。

また、認知症への差別や偏見の取組も必要となっています。2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、施策の推進にあたって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることを目的としているなど、人権や権利を守る取り組みが求められています。

高齢者が、保護の対象から権利の主体として尊重され、社会の重要な一員として尊重され、多様な社会活動への参加が確保される社会を形成することが必要です。

④ 障がいのある人の人権

障がいのある人はさまざまな物理的または社会的な障壁（バリア）のために不利益を被ることが多く、自立と社会参加が制約されています。国や地方公共団体が、障がいのある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、障がいのある人に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、社会のすべての人々が、障がいのある人に対して、「合理的な配慮」への理解を深め、障がいのある人もない人もともに生きる社会（ノーマライゼーション）（※3）をめざしていくことが必要です。

令和4（2022）年障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取り組みが求められています。

また、障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月から事業者の合理的配慮が義務化され、事業者も取組を進めることが求められています。

※3「ノーマライゼーション」

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざすこと。

⑤ 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題です。

昭和 44 (1969) 年以来同和对策事業特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた結果、地域の環境や住民の生活は大きく改善されました。

しかしながら、調査会社による「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に違反する部落差別調査や、行政書士等による戸籍謄本等不正入手事件、土地調査会社による土地差別調査事件、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する書き込み等の差別事象の発生や、結婚や住居を選ぶ際に現れてくる同和地区を避ける意識は無くなってはいない等、部落差別（同和問題）が解決されたとはいえない状況にあります。

平成 28 (2016) 年 12 月「部落差別解消推進法」が施行され、部落差別のない社会を実現することを目的に、国や地方自治体に対し、それぞれの地域の実情に応じて差別を解消するために必要な教育や啓発、相談体制の充実などが求められました。

高石市においても、今後、さらに差別意識の解消、人権意識の高揚を図るための人権教育、啓発を進めます。

⑥ 外国人の人権

国際化が急速に進む中、言語、宗教、生活習慣等の違いから就労における差別や、アパートやマンションへの入居拒否等様々な人権問題が発生しています。

また、在日韓国・朝鮮人をはじめ、外国人の中には、差別を回避するため、その意に反して本名ではなく日本名（通称名）で生活せざるをえない人もいるといった問題も存在しています。さらに、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ（※4）が社会問題になっています。

こうした多様な課題の解決に向けて、様々な文化、習慣、価値観の多様性を認め合う、多文化共生（※5）の地域社会づくりを進めます。

※4 「ヘイトスピーチ」

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動で、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたり、著しく侮蔑したりするなどの言動。

※5 「多文化共生」

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、尊重し、助け合いながら、共に生きていくこと。

⑦ 感染症に関する人権問題

HIV（※6）、ハンセン病（※7）、新型コロナウイルスなど、感染症に関する誤った知識や偏見等により、感染に伴う様々な差別や人権侵害が起きています。

ハンセン病については、法律による強制的な隔離政策が進められたために、偏見や差別が助長され、患者だけでなくその家族も偏見や差別を受けました。

HIV 陽性者に対しては、日常生活での接触で感染する可能性がほとんどないにもかかわらず、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起きています。

新型コロナウイルスの感染症に関しては、患者だけでなくその家族や医療、介護、物流などの業務の従事者やその家族への誹謗中傷や差別的行為が発生しました。

このため、正確な知識の普及や啓発に努め、偏見や差別の解消にむけた取り組みを進めます。

※6 「HIV」

HIV は、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIV への感染によっておこる病気を AIDS（後天性免疫不全症候群）という。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされている。このウイルスが体の中に入ると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、感染症が引き起こされる。しかし現在は治療方法の確立が進み、治療しながら日常生活を送るようになっている。

※7 「ハンセン病」

らい菌による慢性の細菌感染症、主に抹消神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解され、昭和 28（1953）年から平成 8（1996）年まで「らい予防法」により法律による強制的な隔離政策がすすめられた。しかし米国で治療薬が開発され、仮に発病しても、通院治療で治り、完治する。

⑧ 情報化社会における人権

情報化社会の進展は、私たちの生活に多くの利便さと豊かさをもたらしましたが、その一方で様々な人権問題を生んでいます。インターネットの匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、問題が多数発生しています。さらにビッグデータ化による個人情報の大量流出や第三者提供など、自己情報コントロール権にも関わる課題があります。また、インターネットにアクセスすることが当たり前となっている今日では、情報格差の問題が深刻になっています。

インターネットを利用する一人ひとりが人権意識を高め、情報の収集や発信における責任やモラルについて正しく理解し、メディアリテラシー（※8）を醸成するための教育、啓発を進めます。

また、相談窓口の周知をはじめ、人権侵害を受けた被害者に対しては、情報提供とともに、関係機関や専門窓口と連携した相談者の支援に努めます。

※8 「メディアリテラシー」

メディアを主体的に読み解く能力。メディアにアクセスし、活用する能力。メディアを通じコミュニケーションする能力。特に情報の読み手との相互作用的コミュニケーション能力。

⑨ 性的マイノリティの人権

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。しかしながら、性的マイノリティ（※9）の人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性の多様性についての理解を深め、偏見や差別意識をなくし、互いのセクシュアリティを尊重する社会をめざし、啓発や当事者が抱える様々な課題に対する取り組みを進めます。

※9 「性的マイノリティ」

「生物的な性」と「性自認」が一致している人や「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない当事者。レズビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人）バイセクシュアル（同性愛者）等の多様な性。また、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人もいるなど、多様な性があります。

⑩ 労働をめぐる人権

労働に関する課題としては、本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考、就労形態や職種、職業に関する偏見や差別、賃金や昇進等における男女の不均等な待遇、職場におけるセクシュアルハラスメント（※10）やパワーハラスメント（※11）、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの問題があります。

就労に関する様々な差別の解消のため、公正採用や就労保障の周知等に取り組むとともに、雇用主をはじめ従業員に対する人権教育の充実に努めます。

※10 「セクシュアル・ハラスメント」

職場において、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

※11 「パワーハラスメント」

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為。

⑪ 様々な人権

その他にも様々な人権問題に対応することが必要です。

・犯罪被害者とその家族の人権に配慮し、再び平穏な生活を営むことができるよう啓発や支援に取り組みます。

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等への関心と認識を深めていくための取り組みを進めます。

- ・生活困窮者等が置かれている状況について理解を深め、教育の機会の確保等すべての人の権利が保障されるよう、適切な支援につなげる必要があります。

- ・ホームレスの人権擁護に、地域社会の理解と協力を得ながら努めます。

- ・被災者、被災地に対して、差別や人権侵害をおこさないよう啓発に努めます。

- ・アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくしていくための啓発に努めます。

- ・「こころの病は特別な人がかかるもの」という古くからの慣習や風評などから生じる先入観や偏見から生きづらさや生活のしづらさに苦しんでいる人たちがいます。こころの病について偏見をなくし、正しく理解することが必要です。

- ・人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、問題解決に向けて広く住民の関心を高めるよう努めます。

- ・刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。社会復帰には、周りの人々の理解と協力が必要です。

- ・生まれつきのあざ、事故・病気によるやけどや傷あとなど、いわゆる「見た目」に特徴がある人たちが、学校でいじめられたり、就職や結婚で差別される問題があります。周りの人の理解のための啓発に努めます。

- ・何らかの理由から出生の届出をしないために、社会生活上、様々な不利益が生じる無戸籍は、深刻な人権問題です。相談窓口の周知につとめ、適切な支援につなげる必要があります。

第2章 基本理念

平成 27（2015）年の国連サミットで、SDG s（持続可能な開発目標）が採択されました。SDG s の持続可能で多様性と包摂性のある 17 の目標全体に共通する土台として「人権」があり、その前文で「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現す

る」ことが宣言されました。

人間には、固有の尊厳性があり、これが「人権」の根拠となります。

このことは、世界人権宣言の前文において、「人間の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」であると端的に表現されているように、一人ひとりがかけがえのない生存と自由を確保し、その尊厳性を維持するため、それに必要な権利が人間に固有のものであると前提されています。

このように、「人権」は人間であることに基づく権利であるため、人種、性別、社会的出身などの区別に関係なく、すべての人が普遍的に、平等に享有することができるのです。

このため、「人権」という普遍的文化の創造には、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ日常生活の様々な場面で実践することが大切であるとともに、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件整備が必要です。

「高石市人権擁護に関する条例」はその第1条において、「国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権を真に保障されるよう、あらゆる差別をなくし、もって差別のない明るく住みよい人間都市高石の実現に寄与することを目的とする。」とうたっています。

人権文化を豊かなものにしていくには、性別、社会的出身、障がいの有無、あるいは人種や民族など、本人が選ぶことのできない事柄によって、生き方の可能性が不当に制約される状況をなくしていくことが必要です。さらに、すべての人が自分らしさを輝かせ、人間として社会生活のあらゆる分野において、人権が普遍的価値として浸透し、定着することが求められています。

高石市では、条例のめざす人権尊重の社会をつくるため、今後の人権施策の基本理念として、

- 市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの違いを認め合い、お互いを大切にする心を育み、あらゆる差別のない明るく住みよいまちの実現
- だれもが個性や能力をいかして、自らの意思で自由に活動でき、社会に参加できるまちの実現を掲げます。

第3章 人権施策の基本方向

人権にかかわる施策の多くは、それぞれの人権課題に応じて、個別法や個別の諮問機関の答申等を踏まえて策定された方針、計画等によって実施されます。

今後、「基本理念」を踏まえて市が推進する基本施策については

- ① 人権意識の高揚を図るための施策
- ② 人権擁護に資する施策

とし、その基本的方向を次のとおりとします。

1 人権意識の高揚を図るための施策

① 人権教育・啓発の推進

平成12（2000）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とであると定義されています。

人権尊重の精神を当然のこととして日常生活に根付かせ、人権という普遍的文化の構築をめざしていくうえにおいて、市民のニーズに応じた柔軟な人権教育・人権啓発を展開していくことが必要です。また、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会、活動を通じて実践し、学習内容については従来の知識の習得のみならず、人権に関する知識が態度や行動に結びつく、実践的な学習になるよう努めます。

② 人権教育に取り組むリーダーの養成

人権を市民が日常生活の中で身近なものとしていくには、人権が尊重される社会を構築することが必要です。そのため、市民の身近な地域社会の中で人権教育を推進するリーダーの役割が重要です。

リーダーの養成については、市のみならず、大阪府、（一財）大阪府人権協会や人権に関わる諸団体と連携・協働し地域社会の人権問題啓発活動の中心的な役割を担うリーダーの養成に努めます。

③ 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、人権教育を生涯学習として、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会ですべて主体的、具体的な取り組みを促進することが重要です。このため、企業や各種団体等による人権教育や市民の交流、相互理解のための自主的、主体的に活動ができる環境の整備に努めます。

④ 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育は市のみならず、大阪府やNPO、企業、学校、各種団体等さまざまな主体により、対象者やニーズに応じた活動を実施することが大切で、この活動を効果的にするため、人権教育についての知識、手法や講師、教材、あるいは活動事例等についての情報が適切に提供できるよう、人権教育に関する情報収集、提供機能の充実に努めます。

2 人権擁護に資する施策

① 市民の主体的な判断の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手だてを探し出し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

② 相談・支援体制の充実・強化

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

高石市においては、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人を対象に、人権相談窓口を設置しています。また、女性やこども、高齢者や障がい者に関する相談、就労や生活困窮などの相談窓口を設置し、市民の相談に対応しています。

人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、相談窓口では、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応を行います。

また、関係機関との協力体制を構築し、関係部署と緊密な連携と各相談機関の相談員等の資質の向上を図り、相談機能の充実、強化を図ります。

③ 人権救済・保護システムの充実

人権に関わる総合的な相談窓口と国や大阪府の専門機関との緊密な連携を図ることによって、より効果的できめ細かな救済策が講じられ、市民の人権が適切に守られるような、体制の整備に努めます。

第4章 推進に当たって

1 庁内の推進体制

本基本方針に基づき、総合的な見地から整合性のある施策を全庁的に推進するため、施策の実施における点検、評価を行い、市長を本部長とする高石市人権施策推進本部において報告、検討し、具体的な取り組みを進めます。

さらに、取り組み状況を定期的に審議会に報告するなど、PDCAサイクルの中で取り組みます。

また、職員については、職務上市民の人権に関与することが多いため、さらなる人権意識の向上が大切です。したがって職員に対する体系的な人権研修と、各職場における日常業務に即した人権研修等の充実に努めます。

2 国・府及び他市町村等との連携

人権施策を効果的に推進するためには、法務局や大阪府、(一財)大阪府人権協会、他市町村の実施する施策との連携が必要不可欠です。また、効果的な人権施策にかかる情報交換、相互協力を進め、より実効性のある取り組みを展開することが必要です。

3 市民参加・参画の推進と企業、NPO 等との連携

人権行政の推進には、市民参加による自主的な取り組みが大切なことから、高石市人権協会や高石市事業所人権教育推進連絡協議会等の人権団体や各種市民団体、企業、NPO 等と課題を共有し、一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

4 高石市人権擁護審議会との連携

本方針に沿って取り組んだ内容は、定期的に審議会に報告することで、PDCA サイクルの中で施策に取り組むように努めます。

資 料

○高石市人権擁護に関する条例

平成10年 5 月27日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権を真に保障されるよう、あらゆる差別をなくし、もって差別のない明るく住みよい人間都市高石の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、人権擁護に関する施策を推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 本市は、人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 本市は、市民の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民組織、事業者等の密接な連携による啓発活動を充実し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 本市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、大阪府、人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 本市は、人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、高石市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年8月1日から施行する。

○高石市人権擁護審議会規則

平成10年7月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、高石市人権擁護に関する条例（平成10年高石市条例第9号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、高石市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第7条第1項に規定する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(平15規1・一改)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部人権・生活相談課において行う。

(平14規5・平16規8・令6規5・一改)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定による委嘱又は任命後、最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則（平成14年3月13日規則第5号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第8号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高石市人権擁護審議会委員名簿

(令和7年1月27日現在)

(敬称略)

会長	杉原 充志	羽衣国際大学教授
	一井 久子	南海福祉看護専門学校学校長
	向井 太志	弁護士
	宮前 綾子	大阪府人権協会
副会長	石田 孝文	高石市人権協会
	阿部 泰	高石市事業所人権教育推進連絡協議会
	藤田 政明	高石市連合自治会
	山崎 雅雄	高石市社会福祉協議会
	澤谷 榮子	高石市民生委員児童委員協議会
	若崎 孝子	高石市婦人団体協議会
	七野 大一	高石市PTA連絡協議会
	山路 駒子	高石市シニアクラブ連合会
	宮口 典子	高石あけぼの会（精神障害者の会）
	工藤 由加里	高石手をつなぐ親の会
	西川 祐子	人権擁護委員
	橋本 徹雄	高石市社会教育委員会
	森田 理栄	高石市小・中学校校長会
	山本 圭作	高石市教育委員会教育長

高石市人権施策推進基本方針改定経過

平成21年10月	・ 高石市人権施策推進基本方針策定
令和5年2月	・ 令和4年度第1回高石市人権擁護審議会開催 高石市長より高石市人権施策推進基本方針改定について諮問
令和5年8月	・ 令和5年度第1回高石市人権擁護審議会開催
令和6年3月	・ 令和5年度第2回高石市人権擁護審議会開催
令和7年2月～ 3月	・ パブリックコメントの募集
令和7年3月	・ 会長より高石市長に高石市人権施策推進基本方針改定について 答申